

下水道事業受益者負担金 農業集落排水事業分担金 について

下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金は市内一律ではなく、地域によって次のようになりますのでご注意ください。

下水道認可区域外から下水道に接続しようとするときは、一括納付となります。下水道認可区域内の場合は、原則5年間20回払いとなります。

紙面の都合によりこの資料に記載されていない事項もあります。詳しくは上下水道課にお問い合わせください。

(1) 流域公共下水道の地域

	区 域	賦課対象	負担金額
流域公共下水道	太田、古井 蜂屋の一部 加茂野の一部	土地	450円/㎡ (約1,485円/坪)

(備考) *2

*農地(台帳、現況地目ともに田、畑)は徴収猶予されています。

(2) (1) 以外の公共下水道地域

	負担区	賦課対象	負担金額
蜂屋川公共下水道	蜂屋川負担区	建物	35万円/世帯または単位
特定環境保全公共	富加負担区		
下水道	下米田負担区		32万円/世帯または単位

(備考) *1 *2 *3 *4

(3) 農業集落排水の地域

	負担区	賦課対象	分担金額
農業集落排水	稲辺農業集落排水	建物	30万円/排水口の単位
	山之上中部農業集落排水		38万円/排水口の単位
	伊深農業集落排水		29万円/排水口の単位

(備考) *1 *2 *3 *4

(備考)

- *1 一般家庭は一世帯を一単位として負担していただきます。
- *2 1宅地または1区画、500㎡ごとに取付管は1か所です。これを超えての取付管の設置工事(公共マス設置含む)は自費となります。
- *3 店舗、事業所、共同住宅などの場合は、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」(JIS A3302)により算定した人員の10人ま

でを1単位とし、11人目からは10人を増すごとに1単位ずつ増えています。

- * 4 取付管及び公共ますの設置工事費が受益者負担金（分担金）の額を超える場合は、超えた額が加算されます。

日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」（JIS A3302）の一部抜粋

建築用途		算定式	算定単位
共同住宅		$n = 0.05A$	n : 人員 (人) A : 延べ床面積 (㎡) P : 定員 (人)
下宿・寄宿舍 (社員寮) ⑨トイレ、台所、風呂が共同であること		$n = 0.07A$	
店舗・マーケット		$n = 0.075A \times 1/3$	
百貨店		$n = 0.15A \times 1/3$	
飲食店	汚濁負荷全て	$n = 0.55A \times 1/3$	
喫茶店		$n = 0.55A \times 1/3$	
事務所	業務用厨房設備を設ける場合	$n = 0.075A$	
	業務用厨房設備を設けない場合	$n = 0.06A$	
	工事現場仮設事務所	別途規定	
工場	業務用厨房設備を設ける場合	$n = 0.75P$	
	業務用厨房設備を設けない場合	$n = 0.30P$	

※ 「×1/3」については、市長が必要であると認めた場合の補正

※ 単位=人員÷10 (少数点以下切り上げ)

【人員・単位数 計算例】

- 加茂野町木野地区にアパート（延べ床面積 335.08 ㎡）を建てた場合

加茂野町木野地区は、蜂屋川公共下水道の蜂屋川負担区になるので一単位 350,000 円。
共同住宅の算定式を用います。

まず対象人員を求めます。

算定係数×延べ床面積=人員

$$0.05 \times 335.08 = 16.754$$

*人員は小終点以下を切り捨てるので、人員=16人 となります。

次に単位数を求めます (10人で1単位)。

$$16 \div 10 = 1.6$$

*単位は小数点以下を切り上げるので、2単位 となります。

よって、この建物にかかる受益者負担金額は、

$$350,000 \times 2 = 700,000 \text{ 円} \text{ となります。}$$

美濃加茂市上下水道課 電話 0574-25-2111 (代表)

(平成 27 年 1 月 1 日更新)